
法律学専攻における教員養成に対する理念等

教員養成に対する理念・構想・養成する教員像

【法律学科】

法学部法律学科の教育目標は、主に、法学分野における法律と政治に関する幅広い専門的知識と技能を培い、これに基づく問題解決能力を育成し、もって社会に貢献する人材を育てることにある。修得すべき学習成果として求めているものは、法学・政治学に関する基礎的知識と応用の知識の獲得であり、問題解決のために必要な能力の獲得であるが、同時に教育を通じて知識と能力が宿るなかでそれを活かす倫理観と社会に対する責任感を育むことを教育目標として掲げている。

これを実践するために、法律学及び政治学の専門的知識を体系的に修得するとともに、普遍的な教養と、論理に基づいた法律学的及び政治学的思考方法を学び、これらにより修得した知識と思考方法に基づき、問題を発見し解決する能力を培うとともに、実社会において他者との協調性と指導性とを発揮できる人材を育成することを教育の理念に置いている。

このような教育理念と構想により養成する学校教員像とは、日本国憲法を尊重し法令を遵守する日本国民としての自負と責任を自覚し、世界の平和と人類の福祉に貢献することの意義を認識し、教育基本法が求めている「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっどび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成」を果たす責務を理解したうえで、担当する教科目に対する専門的で十分な知識とそれを指導する技術を修得し、且つ、教育職員として生徒を指導するに足りる人間性と指導力を兼ね備えた者と考える。

教職課程の設置趣旨

法学部法律学科は、かかる学部教育の理念と目的に基づき、国家・社会の形成者としての自覚と社会的リーダーとしての素養を身につけ国家・社会及び世界の発展に寄与すべき人材の育成と、そこにおいて主体者として自らが創造性と実践力と表現力を発揮し社会人として国家と社会を支えていけるようにするために求められる教育課程を整備してきた。このため、学部教育においては、学生の自発的で多様な成長を促すとともに、学生自身が描く自らの将来の進路に応じた専門的知識の修得のため、「たしかな実績を支える3つの柱」を立てている。すなわち、「第1の柱：しっかりとした基礎教育」として、法学・政治学の基本を学ぶ「法学の基礎」「政治学入門」を、「第2の柱：先進的な応用教育」として、現代が抱える課題に関する最新の研究を学び社会の多様な要請への応用力を養成する「先端研究講義」を、それぞれ開講するとともに、「第3の柱：手厚い就職サポート」として「キャリア形成の基礎」を開講し、第一線で活躍中の卒業生などの体験談・アドバイスを基にして社会性とこれに相応しい思考力・行動力を向上させることを目指している。

このようにして教職課程履修学生への教育環境を整えることにより、専門的知識だけではなく、個性豊かな生徒を育てるための教師としての素養として求められる理解力・創造力・実践力・表現力・指導

力を培うこととしている。

中学校教諭一種免許状：社会の設置趣旨

中学校学習指導要領は、社会科の目標として「広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成する」こと、そして「我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解する」ことを掲げている。このため、法学部法律学科では、教育職員免許法施行規則に定める中学校社会科の教科に関する科目の多くを学部基礎科目及び展開科目としてカリキュラムに配置し、社会科教育に必要な諸学問分野のなかで「歴史学」「地理学」「法律学」「政治学」「社会学」「経済学」「哲学」の各分野における専門的学識を備えた教員を養成している。とりわけ、急速に変化する社会や国際情勢に対応するための専門的知識を学ぶことを通して、日本国民としての自覚と社会人としての責任においてグローバル化に伴う多様な社会現象に対し主体的に問題関心をもつとともに、現在進行中の先端的で高度な研究領域についても理解を深めるため、「国際法A・B」「国際関係論A・B」「先端研究講義Ⅱ-1・Ⅲ-2（国際経済法）」などの講義を設けている。また、学習指導要領が「社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う」ことを求めている点に対応して、基礎的・基本的な知識・概念や技能を習得しこれらを基盤として思考力・判断力・表現力を確実に発揮出来るようにするとともに、さらに責任感と人をまとめる能力やリーダーとしての指導力を実践的に育むために、学部教育における演習科目を履修させて積極的に取り組ませ、期待される教師を育成することとしている。

このように、法学部法律学科における教職課程は、教育職員免許法と学習指導要領の要請に充分応えられるものになっている。よって、本学科が考える国家・社会及び国際社会に寄与する人材の育成に従事する教師を育てるため中学校教諭一種免許状社会の養成課程を設置するものである。

高等学校教諭一種免許状：公民科の設置趣旨

高等学校公民科学習指導要領は、公民科の目標として「広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を（略）育成する」こと、そして「選択・判断の手掛かりとなる概念や理論及び倫理、政治、経済などに関わる現代の諸問題について理解する」ことを掲げている。このため、法学部法律学科では、教育職員免許法施行規則に定める高等学校公民科の教科に関する科目の多くを学部基礎科目のみならず展開科目としてカリキュラムに配置し、とりわけ公民科に関する諸学問分野のなかでも「法律学」「国際法」「政治学」「国際関係論」「法哲学」といった各分野における専門的学識を備えた教員を養成することとしている。さらに、急速に変化する社会や国際情勢に対応するための専門的知識を学ばせるとともに、現代進行中の先端的で高度な研究領域についてもその理解を深めるために「先端研究講義Ⅱ-1・Ⅲ-3（国際経済法）」を設けている。これにより、グローバル化のなかでの法・経済秩序のあり方への理解などに関する高度で先端的な研究成果を提供し、高等学校教育にも充分活用することの出来るような応用力を育ませている。また、学習指導要領が「現代の諸課題について、事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したりする力や、合意形成や社会参画を視野に入れ

ながら構想したことを議論する力を養う」ことを求めている点に対応して、学部教育における演習科目の履修により、期待される教師を育成することとしている。

このように、法学部法律学科における教職課程は、教育職員免許法と学習指導要領の要請に充分応えられるものになっている。よって、本学科が考える国家・社会及び国際社会に寄与する人材の育成に従事する教師を育てるための高等学校教諭一種免許状（公民科）の養成課程を設置するものである。